

社援企発0331第2号
令和7年3月31日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省社会・援護局援護企画課長
（公印省略）

「中国残留邦人等の医療支援給付に係る後発医薬品の使用促進に関する
周知について」の一部改正について（通知）

中国残留邦人等の医療支援給付における後発医薬品の使用促進については、「中国残留邦人等の医療支援給付に係る後発医薬品の使用促進に関する周知について」（平成24年3月30日社援企発0330第2号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知）により取扱うこととしているところであるが、今般、令和6年度診療報酬改定において先発医薬品（長期収載品）に係る選定療養の仕組みが導入されたことを踏まえ、別紙の新旧対照表のとおり改めることとしたので、御了知の上、支援給付の実施に遺漏のなきを期されたい。

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
<p>中国残留邦人等の医療支援給付に係る後発医薬品の使用促進に関する周知について</p> <p>前文 (略)</p> <p>記</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができる</u>と認められた場合に、<u>後発医薬品の使用を原則とすること。</u></p> <p>(3) <u>(2)における医学的知見に基づく判断の取扱いについては、「生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進について」(平成30年9月28日社援保発0928第6号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の4(長期収載品の選定療養)の例によること。</u></p>	<p>中国残留邦人等の医療支援給付に係る後発医薬品の使用促進に関する周知について</p> <p>前文 (略)</p> <p>記</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>医師又は歯科医師から、後発医薬品の利用が可能であると判断された場合には、後発医薬品による調剤が原則となること。</u></p> <p>(3) <u>平成24年4月から薬局での調剤に際して文書で患者に対し後発医薬品の情報(後発医薬品の有無や価格等)が提供されること。</u></p>